

豊田市事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金交付要綱
(電気自動車等充給電設備設置に対する補助)

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金。以下「国交付金」という。）を財源として実施する豊田市事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、国交付金交付要綱（令和6年3月1日 環地域事発第 2403011 号 改正。以下「国交付要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び豊田市補助金交付等交付規則（昭和 4 5 年規則第 3 4 号）に定めるもののほか、電気自動車等充給電設備を導入する事業者に対する補助金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、太陽光発電設備等を有する事業者が電気自動車等充給電設備を導入する事業費用の一部を補助することで、エネルギーの地産地消及び事業活動における脱炭素化を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車等充給電設備（V 2 H）

プラグインハイブリッド車、若しくは電気自動車（以下「PHEV 等」という。）から電力の取り出し及び PHEV 等に充電する装置をいう。

(2) 事業所

事業者がその事業の用に直接供する施設又は事務所、当該事務所と同一敷地内にある建築物をいう。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所（個人事業主にあつては、市内に住所及び主たる事業所）を有する事業者であつて、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。

(2) 補助金交付決定時点において、リース又は P P A により太陽光発電設備を導入し、当該太陽光発電設備を導入するリース又は P P A 事業者が、当該太陽光発電設備事業について、豊田市事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金（太陽光発電設備設置に対する補助）における補助対象として交付決定を受けていること。

- (3) 豊田市税を滞納していないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業を行っていない者であること。
- (5) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）又は使用人その他の従業員、構成員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる者でないこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (7) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (8) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (9) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (10) 法人等の役員等又は使用人その他の従業員、構成員等が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (11) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること。
- (12) 前各号に掲げる者の他市長が不適当と認める者でないこと。

（補助対象設備）

第5条 補助金の対象となる設備（以下、対象設備という。）補助対象設備は、電気自動車等充給電設備であつて次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの。
- (2) 未使用のもの。
- (3) 賃貸借契約等による設置ではないもの。
- (4) 補助金交付決定時点において、豊田市事業者向け太陽光設置事業費補助金（太陽光発電設備設置に対する補助）における、補助対象として交付決定を受けている太陽光発電設備の付帯設備であるもの

(5) 市が実施する他の補助、他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業に含まれる設備でないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて10万円を加算した額とし、上限は85万円とする。

2 前項の場合において、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(設置予定の届出等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2項に掲げる日までに、設置予定届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、対象設備の設置完了日以前に、設置予定届出書を提出しなければならない。

3 前項の設置完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

(1) 対象設備の保証開始日。

(2) 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、補助対象経費の一部又は全部を分割払する場合は、分割払に係る契約書の締結日又は分割払でない補助対象経費の支払が完了した日のいずれか遅い日。

4 市長は、第1項の設置予定届出書に、必要に応じて関係書類の提出を求めることができる。

5 第1項の設置予定届出書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による届出をもってこれに代えることができる。

6 市長は、設置予定届出書を先着順に受け付けるものとし、補助金の設置予定届出書における交付申請予定額の合計が予算の範囲を超える見込があるときは、受付を停止することができる。

(届出の受理等)

第9条 市長は、前条の規定により設置予定届出書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、届出を適当と認めたときは、受理するものとする。

(対象設備の設置)

第10条 前条の規定により設置予定届出書を受理された者（以下「受給予定者」という。）は、補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助対象年度」という。）の2月16日までに対象設備を設置し、その使用を開始するとともに、別表1に定める補助対象経費

の支払を完了、若しくは分割払による支払契約の締結をしなければならない。

(交付申請兼実績報告)

第11条 受給予定者は、対象設備の設置完了日から2月を経過した日又は補助対象年度の2月16日のいずれか早い日までに、交付申請兼実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画兼事業実績書(様式第3号)

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により対象設備を購入した場合は、分割払に係る契約書の写し

(3) 補助対象経費が明記されている書類の写し。ただし、領収書に補助対象経費が明記されている場合は、省略することができる。

(4) 対象設備の保証書又は出荷証明書の写し(保証の開始日、機器メーカー名、システム全体としての型番及び製造番号が確認できる書類)

(5) 次に掲げる写真

ア 対象設備本体の設置状態が確認できる写真

イ 本体に貼付されている型番と製造番号が確認できる写真

(6) 本補助対象機器を付属設備とする太陽光発電設備(リース又はPPAによる導入)に関する、豊田市事業者向け太陽光発電設備設置事業費補助金(太陽光発電設備設置に対する補助)の交付決定通知書の写し

(7) 豊田市が発行する事業証明書(申請日前2月以内に発行されたもの)の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付申請兼実績報告書の提出を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額が予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

3 市長は、前項の規定により受付を停止した場合において、交付申請兼実績報告書を先着順に補欠番号を付して補欠受付を行うものとする。なお、交付申請兼実績報告書の取下げ、不交付等の発生に応じて、補欠番号順に受け付けるものとする。

(交付の可否の決定等)

第12条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行った後、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼確定通知書(様式第4号)又は不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知しなければならない。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧や市税の収納状況を確認することができる。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた申請者は、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付請求書（様式第6号）
- (2) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳等の写し

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第15条 申請者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、申請取下げ書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第16条 交付決定者は、第8条第3項に規定する設置完了日から起算して補助対象設備の取得財産処分制限期間内において、補助金の交付目的に反して対象設備を処分（補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換又は廃棄等）してはならない。ただし、市長が処分を承認した場合は、この限りでない。

2 前項の取得財産処分制限期間は、補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、8年とする。

3 交付決定者は、第1項ただし書に規定する承認を受けようとする場合は、あらかじめ対象設備処分承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分する場合は、事後の提出を認めるものとする。

4 市長は、前項の対象設備処分承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行う。調査の結果により、対象設備の処分を承認する場合は、対象設備処分承認通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

（届出の失効）

第17条 受給予定者は、第8条第3項に規定する設置完了日から2月を経過した日又は当該年度の2月16日のいずれか早い日までに同条第1項に規定される交付申請兼実績報告書が提出されない場合は、第9条の規定により受理された届出は失効する。

（交付の決定の取消）

第18条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則又は本要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合。
- (3) 補助申請者が第4条の要件を満たしていないことが判明したとき。

- (4) 第15条による申請があったとき。
 - (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
 - (6) 第16条第4項の承認を受けずに補助対象機器を処分したとき。
 - (7) 前各号に掲げるものの他、市長が不適切であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の取消しを決定したときは、交付決定取消通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第19条 市長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ずる場合は、返還請求書（様式第11号）により、当該補助金の全部の額又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた年数を法定耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（当該算出額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）の返還を請求する。ただし、市長が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この限りでない。
- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象設備を処分するとき。
 - (2) その他市長が補助金の返還の必要がないと認めたとき。
- 2 第1項の規定により返還の請求を受けた者（以下「返還義務者」という。）は、当該請求の日から起算して30日以内に補助金を返還しなければならない。
- 3 市長は、返還義務者が前項に規定する期間内に補助金を返還しないときは、当該請求金額に豊田市税外収入に係る延滞金条例（昭和39年条例第7号）第2条第1項に規定する割合により計算した金額を加算して請求するものとする。

（関係書類の保存）

- 第20条 補助対象者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（交付制限）

- 第21条 同一の事業者においてこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができる回数は、1回までとする。

（協力）

- 第22条 交付決定者は、次に掲げる事項について、市へ協力するよう努めなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。
- (1) 対象設備の使用状況に関するデータの提供
 - (2) 市が実施するアンケート等への回答
 - (3) 災害時に補助対象施設を開放し、市民が利用すること
 - (4) その他地球温暖化防止に関する活動

（補助対象事業者の電子申請による特例）

第23条 第8条、第11条第1項、第13条及び第15条に規定する書類は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、提出することができるものとする。

（市長の電子申請による特例）

第24条 第12条第1項、第18条第2項及び第19条第1項に規定する通知は、あいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）により、通知することができるものとする。

（委任）

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表 1 補助対象経費（第 6 条関係）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35 万円/kW を上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、②準備、後片付け整地等に要する費用、③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、④技術管理に要する費用、

			2 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。